

市内の空間線量率観測結果 10月も通常の範囲内でした

毎日午前9

時に、上越地域消防事務組合管内の各消防署において、地上1メートルで測定した値（月間の平均値、最小値、最大値）は、いずれも通常



の値である。毎時0.016〜0.16マイクロシーベルトの範囲内でした。
問 環境政策課（☎025・520・5690）

「通学100円バス」を 運行しています

中学生・高校生を対象に、朝の通学時間帯に高田駅前や直江津駅から学校最寄りのバス停までの間を1乗車100円で利用できます。運行時間など、詳しくは頸城自動車（株）のホームページで確認してください。※降車の際、運転士に「中学生です」または「高校生です」と伝えてください。

問 頸城自動車

（株）☎025・

543・31

78）

詳しくは



お知らせ

パブリックコメント （市民意見公募手続）

●実施しない理由の公表

上越市農業振興地域整備計画の変更案

時12月中旬〜1月中旬 所 農政課、市政情報コーナー（市役所木田第一庁舎1階）、各総合事務所、南・北出張所、市民プラザ、高田図書館、高田図書館浦川原分館、オーレンプラザ、教育プラザ、直江津学びの交流館、ユートピアくびき希望館、市ホームページ 問 農政課（☎025・520・5749）

上越市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧

変更案の内容について意見書（任意様式）を提出することができます。

時12月中旬〜1月中旬 所 農政課または各総合事務所 問 農政課（☎025・520・5749）

詳しくは



地盤沈下を防ぐために地下水の節水にご協力ください

消雪のため地下水を多くくみ上げると、地盤が沈下し、

もよおし・講座

募集

無料相談

住宅などに大きな被害が発生する恐れがあります。消雪パンプの水を小まめに止め、人力や機械による除雪を行うなど、地下水の節水にご協力ください。

また、市では地盤沈下の進行を抑制するため、揚水設備の設置を規制しています。届け出などが必要な地域で揚水設備を設置・変更する場合は、着工前に市、県または施工業者に問い合わせてください。

●揚水設備設置者の皆さんへ

○節水型の自動降雪感知器の設置、くみ上げた地下水の再利用、機械除雪の併用に努めてください。

○県が地盤沈下注意報や警報を発令したときは、地下水の一層の節水（警報発令時は使用量の半減）にご協力ください。現在の地下水位は市ホームページ上で確認できます。

問 環境政策課（☎025・520・5690）

詳しくは



従業員の市民税・県民税・森林環境税は特別徴収（給与天引き）で

給与と所得者（従業員）の市民

税・県民税・森林環境税は、給与支払者（事業主）が給与から天引きして納付することが法律で義務付けられています。パート・アルバイトや非常勤職員でも特別徴収が必要です。

まだ特別徴収を行っていない事業主は、令和7年度の特例徴収の準備をしてください。手続き方法の詳細は、市ホームページをご覧ください。

問 税務課（☎025・520・5650）

詳しくは



建物を取り壊したら
届け出を

固定資産税と都市計画税は、毎年1月1日現在の固定資産の所有者に課税されます。住宅や車庫などの建物を取り壊したとき（一部分の取り壊しを含む）は、現況確認が必要で、必ず「家屋滅失届出書」を提出してください。

届け出がないと、建物があるものとして、引き続き課税される場合があります。届出書は、問い合わせ先にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。また、「電子申請システム」からいつでも申請できます。

農業所得の申告

●農業従事者

領収書などの関係書類を集計し、収入と経費を記載した収支内訳書が必要です。

また、個人や法人から賃金や作業料などを受け取った場合も申告が必要です。

●小規模農家

水稻作付50アール未満の人は、調査票を市へ提出することで収支内訳書の提出を省略できるため、市民税・県民税の申告時間を短縮できる場合があります。調査票は令和7年2月上旬頃に発送します。

●田畑を小作に出している人

個人や法人から小作料を受け取った場合は、不動産所得として申告が必要です。

●法人の代表者

法人の構成員が申告しやすいよう、小作料、賃金、作業委託料、機械借上料などの項目別に支払金額をまとめ、構成員に配付してください。

問 税務課（☎025・520・5650）

詳しくは

